

「第 5 期中期目標」についての一部改正に係る新旧対照表（傍線部分は改正部分）

(改正後)	(現 行)
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 第 5 期中期目標 令和 5 年 3 月 1 日 <u>最新改訂 令和 6 年 月</u> 経 済 产 業 省	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 第 5 期中期目標 令和 5 年 3 月 1 日 経 済 产 業 省
目 次	目 次
(略)	(略)
第 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1. エネルギー事業支援 (1) 石油・天然ガス資源開発支援 (2) <u>水素等</u> ・CCS 事業 (略) 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構第 5 期中期目標 第 1 政策体系における独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の位置づけ及び役割 (略) <環境変化を踏まえた法人の役割> このように、資源エネルギーを取り巻く環境は、今後もますます複雑で不透明化していくことが予見されるため、JOGMEC には、「エネルギー基本計画 ¹ 」や「脱	第 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1. エネルギー事業支援 (1) 石油・天然ガス資源開発支援 (2) <u>水素・アンモニア</u> ・CCS 事業 (略) 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構第 5 期中期目標 第 1 政策体系における独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の位置づけ及び役割 (略) <環境変化を踏まえた法人の役割> このように、資源エネルギーを取り巻く環境は、今後もますます複雑で不透明化していくことが予見されるため、JOGMEC には、「エネルギー基本計画 ¹ 」をは

炭素成長型経済構造移行推進戦略²⁾をはじめとする国の方針に基づきながら、変容するエネルギー情勢に柔軟に対応すべく、自らが一步前に出た積極的な支援・取組を期待する。

(略)

脚注 2

直近は、令和 5 年 7 月 28 日に閣議決定された脱炭素成長型経済構造移行推進戦略

これまでも累次の法改正によって機能強化・拡大を図り、資源エネルギーの安定供給確保に貢献をしてきたが、令和4年5月における法改正では、水素等の製造・貯蔵及び CCS (Carbon dioxide Capture and Storage : 二酸化炭素の回収・貯蔵)に対するリスクマネー支援業務並びに洋上風力発電のための海底地盤調査等の業務が加わり、さらに、法人名称も「石油天然ガス・金属鉱物資源機構」から「エネルギー・金属鉱物資源機構」に変更をした。加えて、令和6年5月における法改正では、低炭素水素等の供給及び利用を促進するための助成金交付業務並びに JOGMEC に移管された貯留事業場におけるモニタリング等の管理業務や CO2 貯留等に関する情報提供業務等が加わり、カーボンニュートラル実現に向けて JOGMEC に期待される新たな役割が明確化されたところ。第 5 期中期目標期間においては、これら新たに追加された機能や役割を着実に実施していくとともに、新生 JOGMEC として、以下の 3 つの機能を柱として、資源エネルギーの安定供給確保に貢献する。

(略)

②「脱炭素化プロジェクト等へのリスクマネー提供機能・助成機能」<資金>
企業のエネルギー開発意欲が減退する中、よりプロアクティブな支援の実施

じめとする国の方針に基づきながら、変容するエネルギー情勢に柔軟に対応すべく、自らが一步前に出た積極的な支援・取組を期待する。

(新設)

これまでも累次の法改正によって機能強化・拡大を図り、資源エネルギーの安定供給確保に貢献をしてきたが、令和4年5月における法改正では、水素・アンモニア等の製造・貯蔵及び CCS (Carbon dioxide Capture and Storage : 二酸化炭素の回収・貯蔵)に対するリスクマネー支援業務並びに洋上風力発電のための海底地盤調査等の業務が加わり、さらに、法人名称も「石油天然ガス・金属鉱物資源機構」から「エネルギー・金属鉱物資源機構」に変更をし、従来の発想を超える JOGMEC の大改革が実行されたところ。第 5 期中期目標期間においては、新生 JOGMEC として、以下の 3 つの機能を柱として、資源エネルギーの安定供給確保に貢献する。

(略)

②「脱炭素化プロジェクト等へのリスクマネー提供機能」<資金>
企業のエネルギー開発意欲が減退する中、よりプロアクティブな支援の実施

<p>等 (略)</p> <p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. エネルギー事業支援</p> <p>(1) 石油・天然ガス資源開発支援</p> <p>(略)</p> <p>なお、上流に紐づく<u>水素等</u>・CCS 事業については、(1) 石油・天然ガス資源開発支援において、リスクマネー供給支援をはじめ、必要な取組を行うこととする。 (略)</p> <p>② 海洋における資源の開発</p> <p>第6次エネルギー基本計画及び令和5年度に改定された「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」に定められたとおり、石油・天然ガス並びにメタンハイドレートを含む国内資源開発を引き続き推進することはエネルギーの安定供給にとって重要である。これまでのJOGMECの取組により得られた知見を有効活用しつつ、以下の取組により、これらの加速化を図る。 (略)</p> <p><u>＜定量指標＞</u></p> <p><u>【指標1－1】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 第5期中期目標期間末（2027年度末）において、JOGMEC支援による自主開発権益量を石油・天然ガス合わせて105万バレル/日規模に引き上げる。<u>(ア)</u> 	<p>等 (略)</p> <p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. エネルギー事業支援</p> <p>(1) 石油・天然ガス資源開発支援</p> <p>(略)</p> <p>なお、上流に紐づく<u>水素・アンモニア</u>・CCS 事業については、(1) 石油・天然ガス資源開発支援において、リスクマネー供給支援をはじめ、必要な取組を行うこととする。 (略)</p> <p>② 海洋における資源の開発</p> <p>第6次エネルギー基本計画及び令和5年に改定される予定の「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」に定められたとおり、石油・天然ガス並びにメタンハイドレートを含む国内資源開発を引き続き推進することはエネルギーの安定供給にとって重要である。これまでのJOGMECの取組により得られた知見を有効活用しつつ、以下の取組により、これらの加速化を図る。 (略)</p> <p><u>【指標1－1】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 第5期中期目標期間末（2027年度末）において、JOGMEC支援による自主開発権益量を石油・天然ガス合わせて105万バレル/日規模に引き上げる。
---	---

ウトカム指標)【重要度：高】【困難度：高】(前中期目標期間実績（令和3年度末実績）：約98万バレル/日。)

【指標1－2】

- 重点国を対象とした具体的事業および関連する取組について、第5期中期目標期間中に40件以上組成。(前中期目標期間実績：43件見込)

【指標1－3】

- 第5期中期目標期間中に、エネルギー安定供給、脱炭素に貢献する技術支援を30件組成する。(前中期目標期間実績：29件見込)

<目標水準の考え方>

【指標1－1】

自主開発比率について、2030年50%以上の政府目標達成のためには、第6次エネルギー基本計画の想定の下で、2030年時点で約182万バレル/日以上の自主開発権益量に到達することが必要。

既存案件の生産見通し等に基づいて、権益更新や生産計画などが必ずしも全ては順調に行かないという現実的な想定を置いた上で、2030年時点の権益不足分を算出。2030年時点の権益不足分の半分をJOGMEC支援案件で確保すると想定した場合に、2027年度時点でJOGMEC支援が必要となる権益量を算出し、足下のJOGMEC支援による自主開発権益量（約98万バレル/日（2021年度末））と合わせ、105万バレル/日を目標として設定。当該数値目標は、仮に上記の想定通り権益不足分の残り半分も同様に民間企業単独で確保した場合には、第6次エネルギー基本計画で求められる政府目標を2030年よりも前に達成する可能性がある野心的な設定となっている。

【基幹目標（重要度及び困難度が高い指標をいう。以下同じ。）】(前中期目標期間実績（令和3年度末実績）：約98万バレル/日。)

【重要度：高】【困難度：高】

政府目標達成に向けた自主開発権益量の引上げは最優先で取り組む課題であり、我が国の石油・天然ガスの安定供給確保の観点から重要。資源獲得競争が激化する中、財務基盤の脆弱な我が国企業が権益を獲得することは容易でないことから困難度も高い。

<目標水準の考え方>

自主開発比率について、2030年50%以上の政府目標達成のためには、第6次エネルギー基本計画の想定の下で、2030年時点で約182万バレル/日以上の自主開発権益量に到達することが必要。

既存案件の生産見通し等に基づいて、権益更新や生産計画などが必ずしも全ては順調に行かないという現実的な想定を置いた上で、2030年時点の権益不足分を算出。2030年時点の権益不足分の半分をJOGMEC支援案件で確保すると想定した場合に、2027年度時点でJOGMEC支援が必要となる権益量を算出し、足下のJOGMEC支援による自主開発権益量（約98万バレル/日（2021年度末））と合わせ、105万バレル/日を目標として設定。当該数値目標は、仮に上記の想定通り権益不足分の残り半分も同様に民間企業単独で確保した場合には、第6次エネルギー基本計画で求められる政府目標を2030年よりも前に達成する可能性がある野心的な設定となっている。

<p>【指標 1－2】</p> <p>資源外交上の重点国を対象とした協力事業の組成・実施は、諸外国との関係強化を通じて我が国企業による権益獲得を実現し、自主開発権益量の引上げにつながる点で重要であり、<u>【指標 1－1】</u>の達成に寄与する観点からも、前中期目標期間における実績と同水準を目指す。</p> <p>【指標 1－3】</p> <p>我が国企業の操業現場での技術的な課題に対して、TRC の技術力を以て解決することは将来的に<u>【指標 1－1】</u>の達成に寄与することから、前中期目標期間中の実績を上回ることを念頭に設定した。</p> <p><重要度・困難度の設定理由></p> <p>【指標 1－1】</p> <p><u>政府目標達成に向けた自主開発権益量の引上げは最優先で取り組む課題であり、我が国の石油・天然ガスの安定供給確保の観点から重要。資源獲得競争が激化する中、財務基盤の脆弱な我が国企業が権益を獲得することは容易でないこ</u></p>	<p>【指標 1－2】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>重点国を対象とした具体的事業および関連する取組について、第5期中期目標期間中に40件以上組成。(前中期目標期間実績：43件見込)</u> <p><目標水準の考え方></p> <p>資源外交上の重点国を対象とした協力事業の組成・実施は、諸外国との関係強化を通じて我が国企業による権益獲得を実現し、自主開発権益量の引上げにつながる点で重要であり、<u>基幹目標</u>の達成に寄与する観点からも、前中期目標期間における実績と同水準を目指す。</p> <p>【指標 1－3】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>第5期中期目標期間中に、エネルギー安定供給、脱炭素に貢献する技術支援を30件組成する。(前中期目標期間実績：29件見込)</u> <p><目標水準の考え方></p> <p><u>上記の指標は、</u>我が国企業の操業現場での技術的な課題に対して、TRC の技術力を以て解決することは将来的に<u>基幹目標</u>の達成に寄与することから、前中期目標期間中の実績を上回ることを念頭に設定した。</p>
--	--

とから困難度も高い。

<想定される外部要因>

以上の目標に影響する外部要因として、産油国等における政情・経済不安の顕在化や、急激な為替や資源価格の変動が想定される。予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対し、JOGMEC として臨機応変・適切に対応した場合には、評定において考慮するものとする。

(2) 水素等・CCS 事業

脱炭素燃料である水素等は、カーボンニュートラル達成に必要不可欠なエネルギー源であり、2021 年に閣議決定された第 6 次エネルギー基本計画でも、2030 年の電源構成に初めて位置づけられるなど、2050 年のカーボンニュートラル達成に向け、強靭な大規模サプライチェーンの構築と社会実装の加速化が求められている。また、CCS については、2023 年 7 月に閣議決定された脱炭素成長型経済構造移行推進戦略にて、2050 年カーボンニュートラルを実現するための手段として位置付けられている。

特に、第 6 次エネルギー基本計画では、2030 年に水素の供給量を拡大し、年間最大 300 万トンを目指すこととしており、また、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略に定められた、2030 年 CCS 事業開始、2050 年のカーボンニュートラル実現に貢献するため、これまでの JOGMEC の知見を活用した以下の取組により、水素等や CCS 案件の早期事業化を図る。なお、リスクマネー支援を行う際には、他の事業と同様に、適切な審査を行うための体制を整備すると共に、案件の積み上げ状況をふまえつつ、保有資産ポートフォリオを評価・レビューする体制構築を行うこととする。

<想定される外部要因>

以上の目標に影響する外部要因として、産油国等における政情・経済不安の顕在化や、急激な為替や資源価格の変動が想定される。予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対し、JOGMEC として臨機応変・適切に対応した場合には、評定において考慮するものとする。

(2) 水素・アンモニア・CCS 事業

脱炭素燃料である水素・アンモニアは、カーボンニュートラル達成に必要不可欠なエネルギー源であり、2021 年に閣議決定された第 6 次エネルギー基本計画でも、2030 年の電源構成に初めて位置づけられるなど、2050 年のカーボンニュートラル達成に向け、強靭な大規模サプライチェーンの構築と社会実装の加速化が求められている。

特に、第 6 次エネルギー基本計画に定められた、2030 年に水素・アンモニアの供給量を年間最大 300 万トンへと拡大する政府目標や、2050 年のカーボンニュートラル実現に貢献するため、将来のリスクマネー供給による支援も念頭に、これまでの JOGMEC の知見を活用した以下の取組により、水素等や CCS 案件の早期事業化を図る。なお、将来的にリスクマネー支援を行う際には、他の事業と同様に、適切な審査を行うための体制を整備すると共に、案件の積み上げ状況をふまえつつ、保有資産ポートフォリオを評価・レビューする体制構築を行うこととする。

① 事業化調査・事業化支援

産油ガス国からの要請等もふまえ、CCS 適地調査等により、我が国への低炭素な石油・天然ガスの安定供給に資する CCS 事業や、日本の脱炭素化に貢献する CCS 事業の案件形成を促進する。

② リスクマネー供給

新たな水素等のサプライチェーン構築においては、製造等の設備に巨額の投資が必要である。また、回収期間が長期に渡る等のリスクがあることから、民間企業のみで投資に踏み切ることは困難である。こうした高いリスクのある事業の実施に当たっては、これまで既に、JOGMEC は石油や天然ガス等、リスクの大きい資源開発事業を支援しており、そうした支援を通じて蓄積してきたノウハウを、水素等への支援でも活用することが可能である。そこで、石油・天然ガスの安定供給確保に向けた政策的措置の中核であるリスクマネー供給を、水素等事業、CCS 事業に展開する。民間主導の原則に則って、貴重な政策資源を効率的・効果的に活用しつつ、リスクの大きいこれらの事業を支援し、我が国の安定供給確保等を促進する。

③ 低炭素水素等供給等事業に取り組む事業者に対する助成等の業務

「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和 6 年法律第 37 号）」に基づき、低炭素水素等について

① 事業化調査・事業化支援

産油ガス国からの要請等もふまえ、CCS 適地調査等により、我が国への低炭素な石油・天然ガスの安定供給に資する CCS 事業や、日本の脱炭素化に貢献する CCS 事業の案件形成を促進する。

C02 対策を前提とした化石燃料由来のブルー水素・アンモニアや、太陽光発電・風力発電・地熱発電等由来のグリーン水素・アンモニアを含む、我が国企業の水素・アンモニア製造案件の早期事業化を図るため、我が国等へ輸送するバリューチェーンの事業化調査・事業性評価の支援、ブルー水素・アンモニア製造案件における CCS の技術的支援を行う。

② リスクマネー供給

新たな水素・アンモニアのサプライチェーン構築においては、製造・液化等の設備に巨額の投資が必要である。また、回収期間が長期に渡る等のリスクがあることから、民間企業のみで投資に踏み切ることは困難である。こうした高いリスクのある事業の実施に当たっては、これまで既に、JOGMEC は石油や天然ガス等、リスクの大きい資源開発事業を支援しており、そうした支援を通じて蓄積してきたノウハウを、水素等への支援でも活用することが可能である。そこで、石油・天然ガスの安定供給確保に向けた政策的措置の中核であるリスクマネー供給を、水素等事業、CCS 事業に展開する。民間主導の原則に則って、貴重な政策資源を効率的・効果的に活用しつつ、リスクの大きいこれらの事業を支援し、我が国の安定供給確保等を促進する。

(新設)

て、主務大臣が策定した低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する基本方針に則り、低炭素水素等供給等事業に取り組む認定供給等事業者に対し、助成金の交付等を行う。

④ 技術開発・技術検証等

JOGMEC が有する地下評価技術・施設技術の知見を CCS 事業へ適用するため、更なる技術開発・改良を行う。また、CCS 事業に活用可能な技術の獲得や、JOGMEC に移管された貯留事業場におけるモニタリング等の管理業務に将来的に対応すべく、国内外の実フィールドでの実証試験を通して技術検証を行う。また、CCS 事業の適切な実施に資するよう、事業者の求めに応じ、CO₂ の貯蔵や試掘の方法等の必要な情報提供等の協力を行う。

⑤ 新たな資源外交の展開

世界的な脱炭素化の機運の高まりを背景に、政府や国際機関等の公的機関、我が国企業や国際石油会社等も含めた、水素等製造や CCS 促進に必要不可欠な官民連携の取組が国際的に活発化している。これはこれまでの石油ガス開発に加えて、水素等の脱炭素燃料の確保、そのための再生可能エネルギーの確保、そして CCS の適地確保という包括的な資源外交であり、水素等及び CCS への支援機能を備えた JOGMEC が政府とともに積極的にこうした資源外交を実施していく。

また豪州・米国等では水素等の製造時の GHG (温室効果ガス) 排出量を認証する仕組みの検討が進み、さらに欧州ではクリーンな資源の定義づけとして、GHG 排出量に基づいた炭素強度による閾値を定める取組も進んでいる。これらの状況を踏まえて、国内外の関係機関と連携しながら、CO₂ 長期貯留安定性の検証方法、CCS による CO₂ 削減量、LNG 及び水素等事業の GHG 排出量や炭素強度算定の評価手法や方法論・認証枠組み構築等の、脱炭素化に向けた制度設計に積極的に

③ 技術開発・技術検証

JOGMEC が有する地下評価技術・施設技術の知見を CCS 事業へ適用するため、更なる技術開発・改良を行う。また、CCS 事業や水素等製造事業に活用可能な技術を獲得するため、国内外の実フィールドでの実証試験を通して技術検証を行う。

④ 新たな資源外交の展開

世界的な脱炭素化の機運の高まりを背景に、政府や国際機関等の公的機関、我が国企業や国際石油会社等も含めた、水素・アンモニア製造や CCS 促進に必要不可欠な官民連携の取組が国際的に活発化している。これはこれまでの石油ガス開発に加えて、水素・アンモニアといった脱炭素燃料の確保、そのための再生可能エネルギーの確保、そして CCS の適地確保という包括的な資源外交であり、水素・アンモニア及び CCS への支援機能を備えた JOGMEC が政府とともに積極的にこうした資源外交を実施していく。

また豪州・米国等では水素・アンモニア製造時の GHG (温室効果ガス) 排出量を認証する仕組みの検討が進み、さらに欧州ではクリーンな資源の定義づけとして、GHG 排出量に基づいた炭素強度による閾値を定める取組も進んでいる。これらの状況を踏まえて、国内外の関係機関と連携しながら、CO₂ 長期貯留安定性の検証方法、CCS による CO₂ 削減量、LNG 及び水素・アンモニア事業の GHG 排出

関与する。

＜定量指標＞

【指標 1－2 再掲】

- ・ 重点国を対象とした具体的事業および関連する取組について、第 5 期中期目標期間中に 40 件以上組成。(前中期目標期間実績：43 件見込)

【指標 1－3 再掲】

- ・ 第 5 期中期目標期間中に、エネルギー安定供給、脱炭素に貢献する技術支援を 30 件組成する。(前中期目標期間実績：29 件見込)

【指標 1－4】

- ・ 第 5 期中期目標期間内に水素換算で累計 100 万トン/年（アンモニア換算で 600 万トン/年）のポテンシャルがある水素等案件に関与する。（アウトカム指標）【重要度：高】【困難度：高】（前中期目標期間実績：なし）

【指標 1－5】

- ・ 第 5 期中期目標期間末（2027 年度末）において、2030 年までに CCS 事業の開始が見込まれ、年間貯留量 600 万トン以上の確保に資する CCS 案件に対して、事業性判断に資する調査・情報提供などを行うことにより関与する。（アウトカム指標）【重要度：高】【困難度：高】（前中期目標期間実績：なし）

＜目標水準の考え方＞

【指標 1－2 再掲】

量や炭素強度算定の評価手法や方法論・認証枠組み構築等の、脱炭素化に向けた制度設計に積極的に関与する。

【指標 1－4】

- ・ 第 5 期中期目標期間内に水素換算で累計 100 万トン/年（アンモニア換算で 600 万トン/年）のポテンシャルがある水素等案件に関与する。【基幹目標】（前中期目標期間実績：なし）

【重要度：高】【困難度：高】

2050 年カーボンニュートラル達成のため、「水素・アンモニア供給量を 2030 年に最大 300 万トン/年に拡大することを目指す」という政府目標達成に向け、ポテンシャルのある水素等案件へ関与することは重要度が高く、我が国のクリーンエネルギーの安定供給確保の観点からも重要。一方、水素社会実現を通じてカーボンニュートラルを達成するためには、水素の供給コスト削減と多様な分野における需要創出を一体的に進める必要があり、また、アンモニアは既存の原料用市場価格の高騰を防ぎつつ安定的に必要量を確保する必要があり、安定的かつ低廉なバリューチェーン構築の早期事業化支援は難易度が高い。

資源外交上の重点国を対象とした協力事業の組成・実施は、諸外国との関係強化を通じて我が国企業による権益獲得を実現し、自主開発権益量の引上げにつながる点で重要であり、【指標 1－1】の達成に寄与する観点からも、前中期目標期間における実績と同水準を目指す。

【指標 1－3 再掲】

上記の指標は、我が国企業の操業現場での技術的な課題に対して、TRC の技術力を以て解決することは将来的に【指標 1－1】の達成に寄与することから、前中期目標期間中の実績を上回ることを念頭に設定した。

【指標 1－4】

水素の供給量を 2030 年に最大 300 万トン/年に拡大するために必要な不足分 100 万トン/年については、JOGMEC による支援のみならず、我が国企業や関係機関も含めて、総合的に達成を目指す目標である。一方で、黎明期ともいえる水素等事業分野では、JOGMEC に求められる支援の役割も特に大きい。加えて、第 5 期中期目標期間末（2027 年度末）は 2030 年以前であることから、水素等の需要創出状況が予測困難である。

このことから、当面は供給先を問わず水素等の生産量を増加させ、産業規模の拡大を図ることが重要であるため、水素換算で累計 100 万トン/年（アンモニア換算で 600 万トン/年）のポテンシャルがある水素等案件に関与すると設定した。

【指標 1－5】

経済産業省では、2050 年のカーボンニュートラルに向けて、今後 CCS を推進

＜目標水準の考え方＞

水素・アンモニア供給量を 2030 年に最大 300 万トン/年に拡大するという政府目標の達成に必要な不足分 100 万トン/年については、JOGMEC による支援のみならず、我が国企業や関係機関も含めて、総合的に達成を目指す目標である。一方で、黎明期ともいえる CCS 事業分野や水素等事業分野では、JOGMEC に求められる支援の役割も特に大きい。加えて、第 5 期中期目標期間末（2027 年度末）は 2030 年以前であることから、水素・アンモニアの需要創出状況が予測困難である。また、事業化以前の段階である事業化調査・事業性評価の支援が中心になり、具体的な供給量が未だ生じ得ないことが想定される。

このことから、当面は供給先を問わず水素・アンモニアの生産量を増加させ、産業規模の拡大を図ることが重要であるため、水素換算で累計 100 万トン/年（アンモニア換算で 600 万トン/年）のポテンシャルがある水素等案件に関与すると設定した。

・ 重点国を対象とした具体的事業および関連する取組について、第 5 期中期目

するために取り組むべき課題を整理した「CCS 長期ロードマップ」を 2023 年 3 月に策定。同ロードマップでは、2030 年までの事業開始目標として、事業者主導による「先進的 CCS 事業」を選定し、国による集中的な支援を通じて、2030 年までに年間貯留量 600～1,200 万トンの確保に目途を付けることを目指しているが、これらは JOGMEC による支援のみならず、我が国企業や関係機関も含めて、総合的に達成する目標である。

一方で、黎明期ともいえる CCS 事業分野では JOGMEC に求められる支援の役割も大きく、第 5 期中期目標期間末（2027 年度末）の時点では、事業化以前の段階である事業化調査・事業性評価の支援を中心として、2030 年までの CCS 事業の開始と年間貯留量 600 万トン以上の確保に資する CCS 案件に対して、関与することを目標水準として設定した。

<重要度・困難度の設定理由>

【指標 1－4】

2050 年カーボンニュートラル達成のため、第 6 次エネルギー基本計画では、「水素の供給量を 2030 年に最大 300 万トン/年に拡大することを目指す」としており、ポテンシャルのある水素等案件へ関与することは重要度が高く、我が国のクリーンエネルギーの安定供給確保の観点からも重要。一方、水素社会実現を通じてカーボンニュートラルを達成するためには、水素等の供給コスト削減と多様な分野における需要創出を一体的に進める必要があり、また、アンモニアは既存の原料用市場価格の高騰を防ぎつつ安定的に必要量を確保する必要があり、安定的かつ低廉なバリューチェーン構築の早期事業化支援は難易度が高い。

【指標 1－5】

標期間中に 40 件以上組成。（前中期目標期間実績：43 件見込）
【指標 1－2：再掲】

- ・ 第 5 期中期目標期間中に、エネルギー安定供給、脱炭素に貢献する技術支援を 30 件組成する。（前中期目標期間実績：29 件見込）
【指標 1－3：再掲】

2050 年カーボンニュートラル達成のため、CCS の 2030 年までの事業開始を目指して事業者主導による「先進的 CCS 事業」を選定することや、2030 年までに年間貯留量 600 万トン以上の確保に目途を付けることを目指してポテンシャルがある CCS 案件へ関与することは重要度が高く、我が国のクリーンエネルギーの安定供給確保の観点からも重要。一方、CCS の事業化を通じてカーボンニュートラルを達成するためには、CCS コストの低減、適地開発、ビジネスモデルの構築といった課題があり、CCS の早期事業化支援は難易度が高い。

＜想定される外部要因＞

【指標 1－2】【指標 1－3】【指標 1－4】【指標 1－5】 の目標に影響する外部要因として、水素等の需要創出、CCS 事業化に向けた進捗状況の不確実性が想定される。予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対し、JOGMEC として臨機応変・適切に対応した場合には、評定において考慮するものとする。

2. 再生可能エネルギー支援

(略)

＜定量指標＞

【指標 2－1】

- 2030 年度のエネルギーミックスで掲げた地熱発電の比率 1%という野心的な目標達成に貢献するため、第 5 期中期目標期間内に、JOGMEC による支援が必要である、地熱資源量 106 万 kW を有する案件の発掘・開発支援を行う。
(アウトカム指標) 【重要度：高】 【困難度：高】 (前中期目標期間実績：なし)

＜想定される外部要因＞

【指標 1－2】【指標 1－3】【指標 1－4】 の目標に影響する外部要因として、水素・アンモニアの需要創出状況の不確実性が想定される。予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対し、JOGMEC として臨機応変・適切に対応した場合には、評定において考慮するものとする。

2. 再生可能エネルギー支援

(略)

【指標 2－1】

- 2030 年度のエネルギーミックスで掲げた地熱発電の比率 1%という野心的な目標達成に貢献するため、第 5 期中期目標期間内に、JOGMEC による支援が必要である、地熱資源量 106 万 kW を有する案件の発掘・開発支援を行う。(基幹目標) (前中期目標期間実績：なし)

※【指標2－1】の106万kWについて、前中期目標期間に支援した案件のうち、支援を継続する案件(70万kW程度)をベースとし、JOGMECの各種支援ツールを活用して新たに36万kW程度の発掘・開発支援を行うことで【指標2－1】の達成を見込む。

【指標2－2】

- ・第5期中期目標期間内に、新技術を活用した案件や海外地熱への出資案件等、新たな取組への支援を5件以上実施する。(前中期目標期間実績:なし)

【指標2－3】

- ・第5期中期目標期間中に、地熱開発事業者の人材不足を解消するため、若手技術者や地熱関係者的人材育成を240名以上実施する。(前中期目標期間実績:367名見込)

【指標2－4】

- ・第5期中期目標期間中に、地熱理解促進に資する各種イベントや海外動向等の把握のための国際会議等に関与する活動を130回以上実施する。(前中期目標期間実績:199回見込(理解促進142回、国際会議参画57回))

<目標水準の考え方>

【指標2－1】【指標2－2】

2030年度のエネルギーミックスの目標達成のためには、既導入量約64万kW(導入済み及び導入見込みの高い案件の合計)に加え、2030年度までに更に約84万kW増加させる必要があり、JOGMECによる更なるコミットが重要となる。このため第5期においては、2030年度のエネルギーミックスの策定時に使用し

※基幹目標の106万kWについて、前中期目標期間に支援した案件のうち、支援を継続する案件(70万kW程度)をベースとし、JOGMECの各種支援ツールを活用して新たに36万kW程度の発掘・開発支援を行うことで基幹目標の達成を見込む。

【指標2－2】

- ・第5期中期目標期間内に、新技術を活用した案件や海外地熱への出資案件等、新たな取組への支援を5件以上実施する。(前中期目標期間実績:なし)

【重要度:高】【困難度:高】

2030年度のエネルギーミックスにおける目標の達成や、更にその先の2050年カーボンニュートラルの実現への貢献を果たすため、地熱開発案件の発掘及び開発の促進は、重要かつ優先度が高い。また、規制緩和や理解促進が進みつつあるものの、依然として自然公園・保安林等の規制対応やステークホルダーへの慎重かつ十分な配慮が必要であることから困難度は高い。

<目標水準の考え方>

2030年度のエネルギーミックスの目標達成のためには、既導入量約64万kW(導入済み及び導入見込みの高い案件の合計)に加え、2030年度までに更に約84万kW増加させる必要があり、JOGMECによる更なるコミットが重要となる。このため第5期においては、2030年度のエネルギーミックスの策定時に使用し

た開発成功係数（0.59）、及び2012年以降に運転開始の発電所に対するJOGMEC支援の関与係数（0.74）を用い、2030年度のエネルギーミックスの目標達成のために、今後JOGMECによる案件発掘・開発支援が必要な地熱資源量（106万kW）を算出し、【指標2-1】として設定した。

なお、地熱開発は、地熱開発事業者による経済性評価、系統連系確保、FIT（固定価格買取制度）認定等の事業化判断に必要な多様な要因を踏まえて最終的に達成されるものであり、地熱発電の導入量自体にJOGMECとして関与できるものではない。そのため、地熱開発事業者が事業化の判断に至るために必要かつ支援の大部分を占めることになる、調査段階、探査段階、開発段階の各段階での地熱資源量の確保を【指標2-1】の対象とする。

地熱資源量の構成要素は、JOGMECの各種支援ツール（地熱ポテンシャル調査、助成金事業、探査出資等）の活用により発掘及び支援した案件の地熱資源量とし、更に、JOGMECが実施する技術開発事業成果の現場適用、海外調査・出資事業による技術・ノウハウの獲得に関しても、間接的に我が国における地熱資源量の確保に貢献するため地熱資源量の構成要素に含める。

また、2030年の目標達成をより確実にし、2030年以降も継続的に地熱の導入拡大を図るためには、案件の大型化や未活用資源の活用に資する技術的知見の導入を図ることが効果的と考え、新技術を活用した案件への支援や海外地熱への出資案件等、新たな取組への支援に係る指標を新たに設定した。

た開発成功係数（0.59）、及び2012年以降に運転開始の発電所に対するJOGMEC支援の関与係数（0.74）を用い、2030年度のエネルギーミックスの目標達成のために、今後JOGMECによる案件発掘・開発支援が必要な地熱資源量（106万kW）を算出し、基幹目標として設定した。

なお、地熱開発は、地熱開発事業者による経済性評価、系統連系確保、FIT（固定価格買取制度）認定等の事業化判断に必要な多様な要因を踏まえて最終的に達成されるものであり、地熱発電の導入量自体にJOGMECとして関与できるものではない。そのため、基幹目標の対象として、地熱開発事業者が事業化の判断に至るために必要かつ支援の大部分を占めることになる、調査段階、探査段階、開発段階の各段階での地熱資源量の確保を基幹目標の対象とする。

地熱資源量の構成要素は、JOGMECの各種支援ツール（地熱ポテンシャル調査、助成金事業、探査出資等）の活用により発掘及び支援した案件の地熱資源量とし、更に、JOGMECが実施する技術開発事業成果の現場適用、海外調査・出資事業による技術・ノウハウの獲得に関しても、間接的に我が国における地熱資源量の確保に貢献するため地熱資源量の構成要素に含める。

また、2030年の目標達成をより確実にし、2030年以降も継続的に地熱の導入拡大を図るためには、案件の大型化や未活用資源の活用に資する技術的知見の導入を図ることが効果的と考え、新技術を活用した案件への支援や海外地熱への出資案件等、新たな取組への支援に係る指標を新たに設定した。

【指標2-3】

- ・ 第5期中期目標期間中に、地熱開発事業者の人材不足を解消するため、若手技術者や地熱関係者的人材育成を240名以上実施する。（前中期目標期間実績：367名見込）

【指標 2－3】

地熱開発の導入拡大のためには地熱の専門知識を有する人材の育成が重要であることから、引き続き、研修やセミナー等の取組により、前中期目標期間で定めた目標以上（前期比 20%以上）の人材育成を行うこととする。

<目標水準の考え方>

地熱開発の導入拡大のためには地熱の専門知識を有する人材の育成が重要であることから、引き続き、研修やセミナー等の取組により、前中期目標期間で定めた目標以上（前期比 20%以上）の人材育成を行うこととする。

【指標 2－4】

- ・ 第 5 期中期目標期間中に、地熱理解促進に資する各種イベントや海外動向等の把握のための国際会議等に関与する活動を 130 回以上実施する。（前中期目標期間実績：199 回見込（理解促進 142 回、国際会議参画 57 回））

【指標 2－4】

2030 年度のエネルギー믹스における目標を達成するために必要な地熱資源の確保に向けた取組や、効率的な技術開発の実施にあたっては、各種理解促進活動や海外との情報交換に積極的に取り組む必要があることから、前中期目標期間で定めた目標水準以上（前期比 20%以上）の達成を目標とする。特に、海外地熱支援や、革新的技術を用いた案件の支援を実施するためには、国際会議に出席し、より積極的に海外の動向・情報を収集することが重要である。

<目標水準の考え方>

2030 年度のエネルギー믹스における目標を達成するために必要な地熱資源の確保に向けた取組や、効率的な技術開発の実施にあたっては、各種理解促進活動や海外との情報交換に積極的に取り組む必要があることから、前中期目標期間で定めた目標水準以上（前期比 20%以上）の達成を目標とする。特に、海外地熱支援や、革新的技術を用いた案件の支援を実施するためには、国際会議に出席し、より積極的に海外の動向・情報を収集することが重要である。

<重要度・困難度の設定理由>

【指標 2－1】

2030 年度のエネルギー믹스における目標の達成や、更にその先の 2050 年カーボンニュートラルの実現への貢献を果たすため、地熱開発案件の発掘及び開発の促進は、重要かつ優先度が高い。また、規制緩和や理解促進が進みつつあるものの、依然として自然公園・保安林等の規制対応やステークホルダーへの慎

重かつ十分な配慮が必要であることから困難度は高い。

<想定される外部要因>

以上の目標に影響する外部要因として、①掘削調査の進展に伴って、各地点での地熱資源量が想定よりも増減し、必要な案件組成数が変化すること、②森林法・自然公園法等の許認可取得や、調査地点近傍における地元自治体及び関係者との適切な調整・合意形成が必要であること、③財政事情、金融機関の資金繰りや金利等の変動、④地熱開発の最終判断が企業の経営戦略等に依存すること、⑤施策や系統連系増強の有無等が想定される。予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対し、JOGMEC として臨機応変・適切に対応した場合には、評定において考慮するものとする。

(2) 洋上風力事業

(略)

<定量指標>

【指標 2－5】

(略)

3. 金属資源開発支援

(1) 金属資源開発支援

(略)

<定量指標>

【指標 3－1】

<想定される外部要因>

以上の目標に影響する外部要因として、①掘削調査の進展に伴って、各地点での地熱資源量が想定よりも増減し、必要な案件組成数が変化すること、②森林法・自然公園法等の許認可取得や、調査地点近傍における地元自治体及び関係者との適切な調整・合意形成が必要であること、③財政事情、金融機関の資金繰りや金利等の変動、④地熱開発の最終判断が企業の経営戦略等に依存すること、⑤施策や系統連系増強の有無等が想定される。予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対し、JOGMEC として臨機応変・適切に対応した場合には、評定において考慮するものとする。

(2) 洋上風力事業

(略)

【指標 2－5】

(略)

3. 金属資源開発支援

(1) 金属資源開発支援

(略)

【指標 3－1】

- ・ 第5期中期目標期間末において、経済安全保障推進法に基づく重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針に示した、2030年のレアメタル需要量確保の達成のため、レアメタル（リチウム、ニッケル、レアアース）について計10.7万トン/年以上の権益確保等（レアメタルについては、これまでにJOGMECが支援してきた案件により引き続き権益確保等が見込まれる2.5万トン/年も含む）を支援する。但し、本目標のうちリチウム、ニッケルについては、蓄電池150GWhの国内製造基盤の確立を目標として掲げる「蓄電池産業戦略」（2022年8月策定）を前提としており、その達成度は、同戦略の進捗も勘案した上で評価する。【アウトカム指標】【重要度：高】【困難度：高】（前中期目標期間実績：なし）

【指標3－2】

- ・ 第5期中期目標期間末において、第6次エネルギー基本計画に基づくベースメタル自給率目標達成のため、銅について4.0万トン/年以上の権益確保等を支援する。【アウトカム指標】【重要度：高】【困難度：高】（前中期目標期間実績：なし）

【指標3－3】

- ・ 第5期中期目標期間中に、資源国政府機関等との関係強化に資する事業を55件以上。（前中期目標期間実績：50件見込）

【指標3－4】

- ・ 第5期中期目標期間中に、我が国企業に対して、資源開発に資する情報を発信するセミナーを25回以上開催。（前中期目標期間実績：25回見込）

<目標水準の考え方>

- ・ 第5期中期目標期間末において、経済安全保障推進法に基づく重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針に示した、2030年のレアメタル需要量確保の達成のため、レアメタル（リチウム、ニッケル、レアアース）について計10.7万トン/年以上の権益確保等（レアメタルについては、これまでにJOGMECが支援してきた案件により引き続き権益確保等が見込まれる2.5万トン/年も含む）を支援する。但し、本目標のうちリチウム、ニッケルについては、蓄電池150GWhの国内製造基盤の確立を目標として掲げる「蓄電池産業戦略」（2022年8月策定）を前提としており、その達成度は、同戦略の進捗も勘案した上で評価する。【基幹目標】（前中期目標期間実績：なし）

【指標3－2】

- ・ 第5期中期目標期間末において、第6次エネルギー基本計画に基づくベースメタル自給率目標達成のため、銅について4.0万トン/年以上の権益確保等を支援する。【基幹目標】（前中期目標期間実績：なし）

【重要度：高】【困難度：高】

経済安全保障推進法に基づく重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針や第6次エネルギー基本計画における自給率目標といった政府目標達成に向けた重要な要素であり、カーボンニュートラル実現に向けてレアメタルや銅の需要増加が見込まれ、世界中で権益等の獲得競争が激化している状況において、資源を重点的に配分して実施すべきものであるため。

国際的な資源確保競争激化や特定国による寡占化の進行等によって、我が国企業による権益確保は容易でないことから困難度も高い。

<目標水準の考え方>

【指標3－1】

- レアメタルについては、経済安全保障推進法に基づく重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針において、「2030 年に蓄電池 150GWh の国内製造基盤を確立」に必要な需要量として、リチウム約 10 万 トン／年、ニッケル約 9 万 トン／年、コバルト約 2 万 トン／年、グラファイト約 15 万 トン／年、マンガン約 2 万 トン／年、「2030 年時点で国内の永久磁石の供給」に必要な需要量として、レアアース（軽希土類（NdPr）約 13,000 トン／年、重希土類（DyTb）約 1,200 トン／年）の確保を 2030 年までに目指すことになっている。この 2030 年目標に対して、現時点で、JOGMEC の支援がなくとも、2023 年度から 27 年度までの間に権益獲得等が見込まれる量を差し引いた後、中期目標期間最終年度である 2027 年度時点で新たに必要となる量を算出し、これまでに JOGMEC が支援してきた案件により引き続き権益確保等が見込まれる量を加えるという考えに基づき算出。

※経済安全保障推進法に基づく重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針において、【指標3－1】を定める 6 鉱種のうち、専ら JOGMEC のリソースを活用した権益確保等の取組によらなければ、目標の達成が困難であると現時点で想定されるリチウム、ニッケル、レアアースの 3 鉱種について目標を設定。（その他の鉱種については、副産物としての供給可能性や、需給や価格動向を踏まえた他用途からの転用・原材料の代替可能性を考慮し、現時点では必ずしも権益確保等が最適な支援手法であると限らないことから、【指標3－1】の対象から除外。）

【指標3－2】

- ベースメタルについては、第 6 次エネルギー基本計画において、ベースメタルの自給率（2018 年度は 50.1%）について、2030 年までに 80%以上を目指す。

- レアメタルについては、経済安全保障推進法に基づく重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針において、「2030 年に蓄電池 150GWh の国内製造基盤を確立」に必要な需要量として、リチウム約 10 万 トン／年、ニッケル約 9 万 トン／年、コバルト約 2 万 トン／年、グラファイト約 15 万 トン／年、マンガン約 2 万 トン／年、「2030 年時点で国内の永久磁石の供給」に必要な需要量として、レアアース（軽希土類（NdPr）約 13,000 トン／年、重希土類（DyTb）約 1,200 トン／年）の確保を 2030 年までに目指すことになっている。この 2030 年目標に対して、現時点で、JOGMEC の支援がなくとも、2023 年度から 27 年度までの間に権益獲得等が見込まれる量を差し引いた後、中期目標期間最終年度である 2027 年度時点で新たに必要となる量を算出し、これまでに JOGMEC が支援してきた案件により引き続き権益確保等が見込まれる量を加えるという考えに基づき算出。

※経済安全保障推進法に基づく重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針において、基幹目標を定める 6 鉱種のうち、専ら JOGMEC のリソースを活用した権益確保等の取組によらなければ、目標の達成が困難であると現時点で想定されるリチウム、ニッケル、レアアースの 3 鉱種について目標を設定。（その他の鉱種については、副産物としての供給可能性や、需給や価格動向を踏まえた他用途からの転用・原材料の代替可能性を考慮し、現時点では必ずしも権益確保等が最適な支援手法であると限らないことから、基幹目標の対象から除外。）

- ベースメタルについては、第 6 次エネルギー基本計画において、ベースメタルの自給率（2018 年度は 50.1%）について、2030 年までに 80%以上を目指す。

すことになっている。この2030年目標に対して、現時点で、JOGMECの支援がなくとも、2023年度から27年度までの間に権益獲得等が見込まれる量を差し引いた後、中期目標期間最終年度である2027年度時点で新たに必要となる量を算出し、リサイクルによる自給率への貢献度（25%を想定）及びこれまでの権益確保等におけるJOGMECの支援関与率（21%を想定）を勘案して算出。

※ベースメタル需要のうち、価格ベースで8割強を占める代表的鉱種である銅について目標を設定。

【指標3－3】

- ・「経済安全保障推進法に基づく重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針に掲げるレアメタルの安定供給確保」や「ベースメタルの自給率向上」に貢献する資源国政府機関等との関係強化は重要である。このため、前期中期目標期間に資源国政府機関等との間で構築した協力枠組みをさらに発展させることや、従来の資源国とのバイラテラルのみならず、米豪加EUなど有志国との連携やマルチの枠組みでの協力など資源外交面での連携にも取り組むことを念頭に、前中期目標期間における実績を上回る水準を設定。

【指標3－4】

- ・資源開発に資する情報発信セミナーを通じて、JOGMECが収集した情報を能動的に発信することで、金属資源の安定供給確保に資する事業への我が国企業の参画等を後押しするものであり重要。このため、引き続き、前期中期目標期間における実績と同水準の指標を設定。

<重要度・困難度の設定理由>

指すことになっている。この2030年目標に対して、現時点で、JOGMECの支援がなくとも、2023年度から27年度までの間に権益獲得等が見込まれる量を差し引いた後、中期目標期間最終年度である2027年度時点で新たに必要となる量を算出し、リサイクルによる自給率への貢献度（25%を想定）及びこれまでの権益確保等におけるJOGMECの支援関与率（21%を想定）を勘案して算出。

※ベースメタル需要のうち、価格ベースで8割強を占める代表的鉱種である銅について目標を設定。

【指標3－1】【指標3－2】

経済安全保障推進法に基づく重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針や第6次エネルギー基本計画における自給率目標といった政府目標達成に向けた重要な要素であり、カーボンニュートラル実現に向けてレアメタルや銅の需要増加が見込まれ、世界中で権益等の獲得競争が激化している状況において、資源を重点的に配分して実施すべきものであるため。

国際的な資源確保競争激化や特定国による寡占化の進行等によって、我が国企業による権益確保は容易でないことから困難度も高い。

<想定される外部要因>

【指標3－1】【指標3－2】の目標に影響する外部要因として、①経済安全保障推進法に基づく重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針や第6次エネルギー基本計画が改定された場合などの政府目標の状況変化、②企業の権益確保等に対する戦略・方針の変化、③資源国等における政情・経済不安の顕在化、④為替や非鉄金属市場の急激な変化等が想定される。予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対し、JOGMECとして臨機応変・適切に対応した場合には、評定において考慮するものとする。

<想定される外部要因>

以上の目標に影響する外部要因として、①経済安全保障推進法に基づく重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針や第6次エネルギー基本計画が改定された場合などの政府目標の状況変化、②企業の権益確保等に対する戦略・方針の変化、③資源国等における政情・経済不安の顕在化、④為替や非鉄金属市場の急激な変化等が想定される。予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対し、JOGMECとして臨機応変・適切に対応した場合には、評定において考慮するものとする。

【指標3－3】

- ・ 第5期中期目標期間中に、資源国政府機関等との関係強化に資する事業を55件以上。(前中期目標期間実績：50件見込)

<目標水準の考え方>

「経済安全保障推進法に基づく重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針に掲げるレアメタルの安定供給確保」や「ベースメタルの自給率向上」に貢

献する資源国政府機関等との関係強化は重要である。このため、前期中期目標期間に資源国政府機関等との間で構築した協力枠組みをさらに発展させることや、従来の資源国とのバイラテラルのみならず、米豪加EUなど有志国との連携やマルチの枠組みでの協力など資源外交面での連携にも取り組むことを念頭に、前中期目標期間における実績を上回る水準を設定。

【指標 3－4】

- ・ 第5期中期目標期間中に、我が国企業に対して、資源開発に資する情報を発信するセミナーを25回以上開催。(前中期目標期間実績：25回見込)

<目標水準の考え方>

- ・資源開発に資する情報発信セミナーを通じて、JOGMEC が収集した情報を能動的に発信することで、金属資源の安定供給確保に資する事業への我が国企業の参画等を後押しするものであり重要。このため、引き続き、前期中期目標期間における実績と同水準の指標を設定。

(2)石炭資源開発支援

(略)

<定量指標>

【指標 3－5】

(略)

- ・ 第5期中期目標期間を通じ、25件/年以上の鉱業施設等の危険因子の分析を進め、必要に応じて関係市町村等へ情報共有等を実施することにより、旧保有鉱区における石炭鉱害のリスク低減を図る。(前中期目標期間実績：約25

(2)石炭資源開発支援

(略)

【指標 3－5】

(略)

- ・ 第5期中期目標期間を通じ、25件/年以上の鉱業施設等の危険因子の分析を進め、必要に応じて関係市町村等へ情報共有等を実施することにより、旧保有鉱区における石炭鉱害のリスク低減を図る。(前中期目標期間実績：約

<p>件/年見込) (略)</p> <p>4. 資源備蓄</p> <p>(1) 石油・石油ガスの備蓄</p> <p>(略)</p> <p><定量指標></p> <p>【指標 4-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時を想定した放出シナリオに基づく緊急放出訓練を計画して、国家備蓄石油・石油ガスを備蓄する基地及び民間事業所にて実効性のある緊急放出訓練を第 5 期中期目標期間内にのべ 25 回以上実施。これらの訓練については外部評価において、十分に放出ができる体制を維持しているとの評価を得なければならない。【石油・石油ガス】<u>(アウトカム指標)</u>【重要度：高】 <u>【困難度：高】</u>（前中期目標期間実績：なし） <p>【指標 4-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国が輸入している原油の構成に近づけることを目的とした、国家備蓄石油の油種入替を第 5 期中期目標期間中に 20 回以上実施。【石油】（前中期目標期間実績：16 回） <p>【指標 4-3】</p> <ul style="list-style-type: none"> 石油・石油ガス備蓄基地の放出優先度や基地の機動性等を総合的に勘案し策定する新たな中長期保全計画に基づき、安全性を確保して効率的な基地管理を実施する。この目的を達成するため、安全性、機動性、又は効率性の向上 	<p>25 件/年見込) (略)</p> <p>4. 資源備蓄</p> <p>(1) 石油・石油ガスの備蓄</p> <p>(略)</p> <p>【指標 4-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時を想定した放出シナリオに基づく緊急放出訓練を計画して、国家備蓄石油・石油ガスを備蓄する基地及び民間事業所にて実効性のある緊急放出訓練を第 5 期中期目標期間内にのべ 25 回以上実施。これらの訓練については外部評価において、十分に放出ができる体制を維持しているとの評価を得なければならない。【石油・石油ガス】<u>(基幹目標)</u>（前中期目標期間実績：なし） <p>【重要度：高】【困難度：高】</p> <p>令和 4 年度は、国家備蓄制度開始以来初となる国家備蓄石油（原油）の放出を実施したこと、放出直後となる今中期目標期間中は、これまで以上に国家備蓄石油・石油ガスの役割が期待される。放出の実績や JOGMEC に蓄積された知見を踏まえて、国際情勢等を起因とした緊急時を想定した放出シナリオに基づく具体的な放出訓練計画を策定した上で実施することは、優先度及び重要度が高い。また、緊急放出訓練は、放出シナリオに基づき準備期間や放出順序を含めた計画に沿って実施するため困難度は高い。</p>
---	---

に資する改善を第5期中期目標期間内に10件以上実施する。【石油・石油ガス】（前中期目標期間実績：なし）

<目標水準の考え方>

【指標4－1】

年間で実施可能な放出訓練数にも限界があることから、放出訓練の内容の質を高めていくことが重要である。このため、第4期中期目標期間中より難易度の高い「緊急時を想定した放出シナリオに基づく具体的な放出訓練計画を策定した上で放出訓練を実施する」という指標を設定している。

<目標水準の考え方>

年間で実施可能な放出訓練数にも限界があることから、放出訓練の内容の質を高めていくことが重要である。このため、第4期中期目標期間中より難易度の高い「緊急時を想定した放出シナリオに基づく具体的な放出訓練計画を策定した上で放出訓練を実施する」という指標を設定している。

【指標4－2】

- ・我が国が輸入している原油の構成に近づけることを目的とした、国家備蓄石油の油種入替を第5期中期目標期間中に20回以上実施。【石油】（前中期目標期間実績：16回）

<目標水準の考え方>

油種入替は、現在備蓄している国家備蓄石油を、国内に輸入している原油の構成や放出シナリオも踏まえて種類や基地等を選定した上で入替を行うが、入替時は備蓄している原油を売却した上で、別の原油を購入し、必要に応じて備蓄する基地等の配置変更も行う。このため、売却や購入は、一般競争入札により実施して半年程度の期間を要する。また、備蓄する基地等の配置変更は、原油の移送を伴うため時間と船舶等の費用を要することから、期間中に20回以上の油種入替を実施することを目標とする。

【指標4－3】

- ・ 石油・石油ガス備蓄基地の放出優先度や基地の機動性等を総合的に勘案し策定する新たな中長期保全計画に基づき、安全性を確保して効率的な基地管理を実施する。この目的を達成するため、安全性、機動性、又は効率性の向上に資する改善を第5期中期目標期間内に10件以上実施する。【石油・石油ガス】（前中期目標期間実績：なし）

【指標4－3】

老朽化等により国家石油・石油ガス備蓄基地の修繕費が増す一方で、緊急時に求められる放出体制を今後も確保出来るように、中長期的な視点に立った基地の管理及び修繕を行うことが必要である。このため、第5期中期目標期間より、修繕規模や放出体制に影響のある大型工事が同時期に重複することを回避する等の観点に加え、放出優先度や基地の機動性等を踏まえた中長期保全計画を策定する。その上で、中長期保全計画の策定後、基地毎の立地や設備の特色を踏まえ、具体的な効果が特に得られる改善項目を10件以上実施することを目標とする。

<目標水準の考え方>

老朽化等により国家石油・石油ガス備蓄基地の修繕費が増す一方で、緊急時に求められる放出体制を今後も確保出来るように、中長期的な視点に立った基地の管理及び修繕を行うことが必要である。このため、第5期中期目標期間より、修繕規模や放出体制に影響のある大型工事が同時期に重複することを回避する等の観点に加え、放出優先度や基地の機動性等を踏まえた中長期保全計画を策定する。その上で、中長期保全計画の策定後、基地毎の立地や設備の特色を踏まえ、具体的な効果が特に得られる改善項目を10件以上実施することを目標とする。

<重要度・困難度の設定理由>

【指標4－1】

令和4年度は、国家備蓄制度開始以来初となる国家備蓄石油（原油）の放出を実施したことで、放出直後となる今中期目標期間中は、これまで以上に国家備蓄石油・石油ガスの役割が期待される。放出の実績やJOGMECに蓄積された知見を踏まえて、国際情勢等を起因とした緊急時を想定した放出シナリオに基づく具体的な放出訓練計画を策定した上で実施することは、優先度及び重要度が高い。また、緊急放出訓練は、放出シナリオに基づき準備期間や放出順序を含めた計画に沿って実施するため困難度は高い。

(2)金属鉱産物の備蓄

(略)

<定量指標>

【指標4－4】

(略)

5. 鉱害防止支援

(1) 鉱害防止支援

(略)

<定量指標>

【指標5－1】

- ・ 第5期中期目標期間を通じ、技術的支援に対する地方公共団体の満足度についての「総合評価」及び「個別の評価項目のうち重要なものの（成果物の質や助言の適切さ等に関するもの）」において、5段階評価の上位2つの評価をそれぞれ支援件数の8割以上から得る。**【重要度：高】【困難度：高】**（前中期目標期間実績：年平均125%見込）

【指標5－2】

- ・ 第5期中期目標期間中に、地方公共団体、あるいは企業が維持管理を行う休廃止鉱山において、「自然回帰型坑廃水浄化システム（パッシブトリートメント）」の導入に向けた調査研究や技術開発を15件以上実施する。（前中期目標期間実績：なし）

(2)金属鉱産物の備蓄

(略)

【指標4－4】

(略)

5. 鉱害防止支援

(1) 鉱害防止支援

(略)

【指標5－1】

- ・ 第5期中期目標期間を通じ、技術的支援に対する地方公共団体の満足度についての「総合評価」及び「個別の評価項目のうち重要なものの（成果物の質や助言の適切さ等に関するもの）」において、5段階評価の上位2つの評価をそれぞれ支援件数の8割以上から得る。**【基幹目標】**（前中期目標期間実績：年平均125%見込）

<目標水準の考え方>

【指標5－1】

第6次基本方針に沿った鉱害防止事業の着実かつ計画的な実施は、実施主体である地方公共団体の取組が不可欠であり、その取組への技術的支援に対する満足度について支援の質向上に向けた不断の努力を促す観点から、総合評価に加えて個別の重要評価項目を設定し、それぞれで上位の評価を得ることとして設定。

【指標5－2】

前中期目標期間において、試験レベルにおける成果として積み上げられた「自然回帰型坑廃水浄化システム（パッシブトリートメント）」について、現場に対する実導入により坑廃水処理事業の効率化・費用低減化に資する段階へと移行しつつあるところ、新たな評価指標として設定。

<重要度・困難度の設定理由>

【指標5－1】

第6次基本方針に沿って、地方公共団体が行う鉱害防止事業が着実かつ計画的に実施されるよう技術的支援を行うことは、国民の健康保護・生活環境保全の観点から重要度が高い。

また、旧松尾鉱山新中和処理施設の運営管理については国内で最も処理水量が多く、かつ運転開始から40年以上経過し、老朽化が進んだ施設の運営管理を着実に実施しながら、効率化・リスク低減に取組み、年間事故発生「ゼロ」を達成することは極めて難易度が高い。

【重要度：高】【困難度：高】

第6次基本方針に沿って、地方公共団体が行う鉱害防止事業が着実かつ計画的に実施されるよう技術的支援を行うことは、国民の健康保護・生活環境保全の観点から重要度が高い。

また、旧松尾鉱山新中和処理施設の運営管理については国内で最も処理水量が多く、かつ運転開始から40年以上経過し、老朽化が進んだ施設の運営管理を着実に実施しながら、効率化・リスク低減に取組み、年間事故発生「ゼロ」を達成することは極めて難易度が高い。

<p>＜想定される外部要因＞</p> <p>以上の目標に影響する外部要因として、地方公共団体の方針、考え方、財源措置等に左右されること、また、鉱害防止事業者の鉱害防止事業計画等の状況等が想定される。予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対し、JOGMEC として臨機応変・適切に対応した場合には、評定において考慮するものとする。</p>	<p>＜目標水準の考え方＞</p> <p><u>第 6 次基本方針に沿った鉱害防止事業の着実かつ計画的な実施は、実施主体である地方公共団体の取組が不可欠であり、その取組への技術的支援に対する満足度について支援の質向上に向けた不断の努力を促す観点から、総合評価に加えて個別の重要評価項目を設定し、それぞれで上位の評価を得ることとして設定。</u></p> <p>【指標 5－2】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>第 5 期中期目標期間中に、地方公共団体、あるいは企業が維持管理を行う休廃止鉱山において、「自然回帰型坑廃水浄化システム（パッシブトリートメント）」の導入に向けた調査研究や技術開発を 15 件以上実施する。（前中期目標期間実績：なし）</u> <p>＜目標水準の考え方＞</p> <p><u>前中期目標期間において、試験レベルにおける成果として積み上げられた「自然回帰型坑廃水浄化システム（パッシブトリートメント）」について、現場に対する実導入により坑廃水処理事業の効率化・費用低減化に資する段階へと移行しつつあるところ、新たな評価指標として設定。</u></p> <p>＜想定される外部要因＞</p> <p>以上の目標に影響する外部要因として、地方公共団体の方針、考え方、財源措置等に左右されること、また、鉱害防止事業者の鉱害防止事業計画等の状況等が想定される。予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対し、JOGMEC として臨機応変・適切に対応した場合には、評定において考慮するものとする。</p>
---	--

<p>(2) 石炭経過業務</p> <p>(略)</p> <p><定量指標></p> <p>【指標 5－3】</p> <p>(略)</p> <p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>(2) 適切な人材確保と戦略的な育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業の進捗に応じた必要人材の確保や民間企業との人事交流等を通じ、<u>水素等</u>・CCS・洋上風力に対応した専門性の高い人員を抜本的に強化。 <p>(略)</p> <p>(3) リスクマネー事業に係る資産の適切な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の法改正により、<u>水素等</u>の製造・貯蔵及びCCS等新たな業務も追加されたことを踏まえ、厳格な投資審査は大前提として、JOGMEC全体の経営の健全性を確保する観点から、以下のとおり、適切に資産管理を行うものとする。 <p>(略)</p> <p>(5) 業務の効率化・デジタル化の推進</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 石炭経過業務</p> <p>(略)</p> <p>【指標 5－3】</p> <p>(略)</p> <p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>(2) 適切な人材確保と戦略的な育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業の進捗に応じた必要人材の確保や民間企業との人事交流等を通じ、<u>水素等</u>・CCS・洋上風力に対応した専門性の高い人員を抜本的に強化。 <p>(略)</p> <p>(3) リスクマネー事業に係る資産の適切な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の法改正により、<u>水素・アンモニア等</u>の製造・貯蔵及びCCS等新たな業務も追加されたことを踏まえ、厳格な投資審査は大前提として、JOGMEC全体の経営の健全性を確保する観点から、以下のとおり、適切に資産管理を行うものとする。 <p>(略)</p> <p>(5) 業務の効率化・デジタル化の推進</p> <p>(略)</p>
---	--

- 上記の取組に関連した指標は、PMO の支援実績、クラウドサービスの活用実績、政府が整備する共通機能等の活用実績とする。

(略)

【評価指標】

PMO の支援実績、クラウドサービスの活用実績、政府が整備する共通機能等の活用実績

(略)